

議 第 1 3 3 号

字の変更について（西山町和田）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和7年（2025年）12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

別紙（変更調書）

変更前			変更後	
町(大字)	字	地番	町(大字)	字
西山町 和田	八十分	697の2、698の1、699の1、700、701の1、701の2、702の1、702の2、703の1から703の3まで、704の1から704の3まで、705の2、705の3、706の1から706の3まで、707、723の1、723の2、724の1から724の5まで、725の1から725の3まで、726の1、726の2、727の1、727の2、728の1から728の3まで、736の1、736の2、737の1、737の2、738の1、738の2、739の1、739の2、740の1、740の2、741の1、741の2、742の1、742の2、743の1、743の2、744の1、744の2、745の1、745の2、746、747の1、747の2、748の1、749の1、750の1、756の1から756の3まで、757の1、757の2	西山町 和田	
	長詰	789の1、789の3、790の1、790の4、791の1、791の5、791の6、792の2、792の5、792の8、792の9、793の1、793の4、796の1、796の2、796の4、797の1、797の2、798の1、798の2、799、800、801の2		
	四十刈	805の1、806の1から806の4まで、807の1、807の2、808、809の1から809の3まで、810の1、810の2、811の1、811の2、812の1、812の2、813の1、813の2、814の1、814の2、815の1、815の3、816の1、816の3、817の1、817の3、818の1、818の3、819の1、819の3、820の1、820の2、821の1、821の2、822の1、822の2、823の1、823の2、824の1、824の2、825から827まで、828の1、828の2、829、830の1、830の2、831の1		
	二十刈	835、836の1、836の2、837、838、839の1、839の2、840から843まで、844の1、844の2、845の1、845の2、846の1、846の2、847の1、847の3、848の1、848の3、848の6、848の7、849の1、849の2、849の5、850の1から850の3まで、850の5、850の6、851の1、851の2、852、853の1から853の3まで、854から857まで、858の1、858の2、859、860、861の1、861の2、862から864まで		
	一の坪	874の1、874の2、874の4、874の5、875の1から875の4まで、876の1、877の1、877の2、882の1、882の2、883、884の1、884の2、885の1、885の2、886の1、886の2、887の1、887の2、888の		

変更前			変更後	
町(大字)	字	地番	町(大字)	字
西山町 和田	一の坪	1、888の2、889の1、889の2、889の4 、890の1、890の3、891の1、891の3、 892の1、892の3、893の1、893の2、8 93の4、894の1、894の2、895の1、89 5の2、896、897	西山町 和田	
	鶴巻	898の1、898の2、899の1、899の2、9 00の1、900の2、901の1、901の2、90 2、903の1、903の2、904、905の1、9 05の2、906の1、906の2、917の1、91 7の2、918から923まで、924の1、924の 2、925の1、925の2、926の1、926の2 、927の1、927の2		

及び当該変更に伴う公有地を含む。

経営体育基盤整備事業 和田地区 位置図

参考資料

